

日薬業発第41号
令和2年4月24日

都道府県薬剤師会会長 殿

日本薬剤師会
会長 山本 信夫

【日本薬剤師研修センター】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための措置に伴う
各種更新認定申請の取り扱いについて（4月20日一部改正）

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、（公財）日本薬剤師研修センターより、3月5日付で公表した各種更新認定申請の取扱いを一部改正したとの連絡がありましたのでお知らせいたします。

対象の認定が研修認定薬剤師／漢方薬・生薬認定薬剤師／小児薬物療法認定薬剤師であることに変更はなく、対象者を【認定期限日が本年3月1日から6月30日までの方】に拡大し、単位取得期間を【最大4か月延長する】という改正内容となっております（認定期限日が3月15日の場合は、7月15日までに取得した単位が今回申請分の単位の対象となる）。また、この間の単位取得方法については、同センターが配信する e-ラーニングや集合研修対象として当センターに登録された e-ラーニングの活用や、自己研修を推奨するとのことです。この自己研修については、研修認定薬剤師制度の実施要領・実施細則で幅広く規定されているとのことです。改めてご確認いただくよう、貴会会員への周知についてご高配のほどお願いいたします。

なお、同センターには本会より4月14日付けで要望を行い、この度の回答を得ておりますので、併せてお知らせいたします。

記

📎 **【別紙1】 日本薬剤師研修センターからの回答**

- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に伴う更新認定申請の取扱いの一部改正について（令和2年4月20日日薬研発第19号）

📎 **【別紙1の別添】**

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に係る研修認定制度の更新要件緩和等の特別措置について（令和2年4月20日日薬研発第17号）

📎 **【別紙2】 本会から日本薬剤師研修センターへの要望**

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に係る研修認定制度の更新要件緩和等の特別措置について（要望）（令和2年4月14日日薬業発第29号）

以上